

令和 6 年第 3 回

東大和市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 2 8 日

東大和市役所会議棟第 1 ・ 2 会議室

東大和市農業委員会

令和6年第3回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月28日（木）午後2時00分

場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室

招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第7号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第9号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願
いについて

日程第7 議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行
っている旨の証明願について

日程第8 議案第4号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する
規則について

日程第9 議案第5号 令和6年度東大和市農業委員会活動指針について

出席委員（15名）

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	4 番 小 林 由美子
5 番 杉 本 実	6 番 栗 原 勇
7 番 町 田 悦 郎	8 番 内 野 雄 文
9 番 真 野 春 男	10 番 橋 本 翔 吾
11 番 内 野 博 司	12 番 大 熊 和 春
13 番 岩 田 高 雄	14 番 内 野 純 子
15 番 西 川 慶 子	

欠席委員 なし

出席した職員

係 長 眞 中 教 雄

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、15名全員の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望者はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

先日のエダマメの種蒔きの際は、お休みのところご協力をいただきましてありがとうございます。種蒔きから5日ほど経過し、毎朝、毎夕チェックをしておりますが、少し土が盛り上がって参りました。

明日は天気が回復するようですが、菜種梅雨で雨の日が多く、寒い日が続いており、暖かい日が早く来るといいなあと思っています。

先ほど係長から話がありましたが、令和5年度もあと3日で終わり、令和6年の新しい年度がスタートします。

今年度は、制定から四半世紀を経過している農政の憲法と言われる食料・農業・農業基本法の改正が行われます。詳細については、東京都農業会議でまとめておりますので、後日皆さんにご提供出来ると思いますが、ポイントとしては食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的発展、農村の振興、この4点が大きなポイントで改正が行われます。

併せて国内農地の適正な利用促進を図るため農地法の一部改正に向け、今後国会で審議される予定になっております。

また、ご存知のとおり4月より登記法が改正になり、相続を知った日から3年以内に相続登記を行わない場合、10万円の罰金が課せられることとなります。

もう一点、平成17年に相続税法の改正がありましたが、本年また改正があります。主に生前

贈与に関わる内容について改正が行われる予定で、現在、現金などをお子様に渡す場合、年間110万円までは申告の必要はありません。しかし、被相続人が亡くなる直前の3年間に行われた贈与については、なかったものとみなされ相続税がかかっていました。

この期間が過去7年間に變更され、実質的な増税となります。今後7年に變更されると、かなり影響があるかと思いますが、これについても指針が出た段階で皆様にお知らせします。

何れにしましても、租税特別措置法について大幅な見直しを本年度から行うとのことですので、農業会議、東京都と共に納税猶予制度の絶対堅持を強く国に申し上げているところです。

もう一つ、農林水産省の定めている指定野菜については、皆様ご存知のことと思います。現在14品目が指定されておりましたが、今回ブロッコリーが追加され15品目となりました。

52年ぶりの追加だそうです。これまでの指定野菜は、キャベツ、キュウリ、サトイモ、ダイコン、トマト、ナス、ニンジン、ネギ、ハクサイ、ピーマン、レタス、タマネギ、ジャガイモ、ハウレンソウの14品目です。これら15品目については、生産を積極的に奨励するとともに、国内で消費される主要野菜との位置づけとされ、不作になった場合には補助制度も設けられています。

以上でございます。

◎開 会

議長 ただいまより令和6年第3回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について事務局より報告をいたさせます。

眞中係長。

係長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第9までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第7号 農地法第3条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第8号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第9号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしております

ので、ご報告いたします。

日程第6、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第8、議案第4号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてご審議いただきます。

日程第9、議案第5号 令和6年度東大和市農業委員会活動指針についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、3番、橋本訓夫委員、4番、小林由美子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。

3月12日は、東京都農林水産振興財団に於いて、令和6年度の農業支援、担い手支援に関する会議が行われました。

農業研修については、体験研修5日間、技術研修5日間、営農力育成研修60日間について各プログラムの報告がありました。

また、「とうきょう援農ボランティア」制度の新たな拡充策について説明がありました。援農ボランティアについて、東大和市では産業振興課農政係で制度を設けて運用しており、現在2件の農家が利用されています。現状このボランティアに登録する人が皆無に近く、当市としてはこの制度自体を廃止し、東京都の運営する制度に移管するよう対応を検討していますが、まだ決定しておりません。

3月15日はJA東大和支店におきまして、昨年の産業まつりの最後の実行委員会が行われ、

決算報告および反省会がございました。反省会においては、特段大きな問題点の指摘はありませんでした。

3月18日は、東京都農業会議の通常総会が行われ、今年度の各予算、分担金の配分などが話し合われました。その後、理事会、常設審議会が開催されました。

報告は以上です。

◎報告第7号

議長 続きまして、日程第3、報告第7号 農地法第3条の規定による届出4件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係長 報告第7号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年3月28日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第7号 農地法第3条の規定による届出4件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

報告第7号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第8号

議長 続きまして、日程第4、報告第8号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係 長 報告第8号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年3月28日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第8号 農地法第4条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第8号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第9号

議 長 続きまして、日程第5、報告第9号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係 長 報告第9号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年3月28日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第9号 農地法第5条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第9号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。
なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第2号

議 長 続きまして、日程第6、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明
願い1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係 長 議案第2号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることについて
農業委員会の意見を求める。

令和6年3月28日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者は、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、奈良橋6丁目にございます畑3筆、合計面積は、989㎡とな
っております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の子は都合により立会いはなく、岩田会長、杉本農地部会長、内野博
司委員、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

現在農地では、ナシを栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いに1件について説明をさせていた
だきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 朗読および説明をいたしました。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事者の状況について報告を求めます。

栗原委員。

栗原委員 被相続人につきましては、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

議長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第3号

議長 続きまして、日程第7、議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係長 それでは、議案第3号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年3月28日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。

特例適用農地につきましては、芋窪3丁目にございます畑1筆、合計面積は、721平方メー

トルとなっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いはなく、岩田会長、杉本農地部会長、内野博司委員、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

現在は、農地では、ノラボウ、ジャガイモ等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第8、議案第4号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

真中係長。

係長 それでは議案第4号について、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。議案第4号 東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について議案を提出する。

令和6年3月28日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

次ページをご覧ください。今回改正する案文を掲載しており、傍聴人に関する規定を追加しております。元々ある規則の２３条以降に追加をいたしております。併せて、新旧対照表をご覧ください、これまでの内容と改正後の内容を比較確認いただけるようになっております。

もともと、農業委員会の定例総会については原則公開となっておりますが、規則の中で明文化されておりました。今回の改正で、その部分を明文化させていただいた次第です。

傍聴人の定員については、定例総会の会場の広さにより異なりますので、定例総会毎に会長が定めるとしております。

傍聴の手続きについては、事務局で用意している傍聴届に住所、氏名、連絡先を各個人に記入していただくこととし、個人情報保護の観点から従前行われていた名簿式にはいたしません。

傍聴届の半分が傍聴許可証になっており、記入後それをお渡しし、終了後に回収する手順となっています。

ご記入いただく際に、事務局より傍聴時の注意事項を説明し、ご納得いただけた場合に傍聴が許可されることとなります。

尚、傍聴人には、皆様に配布しているものと同様の資料は配布せず、原則として当日の議事日程のみを配布いたしますが、公表できる資料がある場合は、会長の判断で配布をいたします。

以上、説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 朗読および説明をいたしました。

本事案は、東大和市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、市の法規担当の審査は終わっておりますが、農業委員のご意見をいただくものです。

それでは、審議いたします。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

規則の一部を改正することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、規則の一部を改正することについて、同意することに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第9、議案第5号 令和6年度東大和市農業委員会活動指針について、ご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

眞中係長。

係 長 それでは、議案第5号について、朗読および説明いたします。

朗読いたします。

議案第5号 令和6年度東大和市農業委員会活動指針について議案を提出する。

令和6年3月26日 東大和市農業委員長 岩田高雄

配布の資料をご覧ください。こちらの活動指針については、前回の定例総会後に事務局より概要の説明をさせていただき、委員の皆様にご検討をいただいたものです。

内容について、ご意見等があれば期日までにご連絡いただくようお願いをしておりましたが、皆様から特にご意見等はいただいております。

内容については、前回ご説明したとおりですが、昨年との相違は太字でアンダーラインを引いた部分となり令和6年度版とさせていただきました。

本日、決裁いただけましたら東京都および農業会議に提出し、且つ東大和市のホームページにも掲載し公表する予定となっております。

以上、ご説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 朗読および説明をいたしました。

本事案は、令和6年度東大和市農業委員会活動指針について、決定するものです。

それでは、審議いたします。内容についてご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

令和6年度東大和市農業委員会活動指針について、決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、令和6年度東大和市農業委員会活動指針について、決定することにいたします。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時39分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員